

「刑事裁判の充実・迅速化について（その２）」の一部修正の説明

- 1 刑事裁判の充実・迅速化に関するたたき台のうち、「第５ 即決裁判手続」については、本検討会における２巡目の議論において、手続の合理化・効率化に十分に資するものとするためには、上訴制限をもうけるべきであり、その前提として、弁護人を必要的とするべきであるとの意見、科刑制限をもうけるべきであるとの意見などがあった。そこで、そのような意見を踏まえ、たたき台を修正したものである。
- 2 修正点は、以下の４点である。
 - (1) １点目は、項目５の上訴制限に関するもので、再審事由があることを理由とする場合には、上訴制限が及ばないとするものである。本検討会における議論において同趣旨の御意見があったことを踏まえたものである。
 - (2) ２点目は、項目４(３)の科刑制限であり、即決裁判手続では、罰金刑以下の刑を科す場合を除き、実刑を科すことはできないとするものである。上訴制限をもうけるとすると、自由刑の実刑を科すことができるものとするのは相当ではないとの趣旨によるものである。
 - (3) ３点目は、項目３(５)であり、即決裁判手続に係る公判期日は、弁護人がなければ開廷できないとするものである。本検討会においても、同趣旨の御意見があったところであり、上訴制限をもうけることとする場合には、その前提として、被告人の権利保護のために弁護人を必要的とするのが適当であるとの趣旨である。
 - (4) ４点目は、項目２であり、被疑者が、即決裁判手続によることについて異議がないことを明らかにしようとする場合において、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、公的弁護人の選任を請求し得るとするものである。即決裁判手続に係る公判期日には弁護人を必要的なものとするのと同様に、上訴制限をもうけることとする場合には、被告人の権利保護のために、このような制度をもうけることが適当ではないかと考えたものである。また、手続の合理化を図るという即決裁判手続の制度趣旨を十分に実現するという観点からも、このような制度をもうけることが適当との考えによるものである。